

一般廃棄物処理業許可証 **コピー厳禁**

住 所 可児市下恵土 233 番地 1  
名 称 株式会社 橋本  
氏 名 代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けた者であることを証明する。

平成 30 年 3 月 2 日

坂祝町長 南山 宗之



記

1. 事業の範囲

- (1) 処理の区分 一般廃棄物収集運搬
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物  
150cm を超える一般廃棄物  
特定家庭用機器廃棄物  
町の収集運搬委託を除く一般廃棄物  
引越しに伴う一般廃棄物

2. 許可期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 許可条件

- (1) 収集の区域は、坂祝町全域とする。
- (2) 収集運搬した一般廃棄物は、坂祝町一般廃棄物処理計画及び可茂衛生施設利用組合の処理計画に従うものとする。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「坂祝町廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則」を遵守すること。